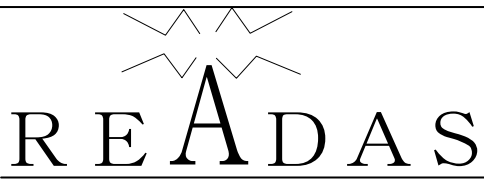


第 5127 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年12月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ウィークリーマンション費用と消費税

Q：当社では、長期で出張する場合にウィークリーマンションを使おうと思っています。この場合の消費税の取扱いは、どのようになりますか？

A：1ヶ月未満の利用の場合及びそのウィークリーマンションが旅館業として行われている場合には課税仕入となります。

【解説】

社員が長期出張する場合に、ウィークリーマンションやマンスリーマンションを利用する企業も多いようですが、これらのマンションを利用する場合の費用は、そのウィークリーマンション等が旅館業に該当するものなのかどうか等によって、取扱いが違うことになっています。

すなわち、住宅の貸付けに係る対価は非課税扱いですから課税仕入に該当しませんが、貸付期間が1ヶ月に満たない場合や旅館業法における旅館業に係る施設の貸付けは課税仕入に該当することになっていますので、そのウィークリーマンションが旅館業として行っている場合であれば、その費用は期間に関係なく課税仕入に該当しますが、旅館業として行っていない場合には、1ヶ月以上であれば非課税、1ヶ月未満であれば課税仕入に該当することになります。

一般的には旅館業に該当する場合がありますが、どちらか不明な場合には確認が必要になることもあるでしょう。

